

9 交付金事務手続きの流れ <課題解決特別事業>

課題解決特別事業の募集

【市】募集案内の送付

課題解決特別事業の事業概要と選考基準をまちづくり委員会へ送付します。

⑤課題解決特別事業の申請 ※申請する場合

【まちづくり委員会】事業計画書及び収支予算書等の提出

総会等で話し合われた事業計画をもとに、以下の書類をまちづくり社会教育課または各支所防災自治課へ提出してください。

<提出書類>

1	事業計画書（課題解決特別事業）
2	収支予算書（課題解決特別事業）
3	その他（補足資料がある場合）

◇ 収支予算（交付金の額）に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨ててください。

◇ 提出様式及び提出期限は、募集案内の際にお知らせします。

書類選考・ヒアリング選考の実施

【市】課題解決特別事業選考委員会の開催

市は、課題解決特別事業選考委員会を開催し、書類選考またはヒアリング選考を行います。なお、ヒアリング選考の対象となるまちづくり委員会へは、別途ヒアリング実施日をお知らせします。

⑥選考結果の通知

【市】選考結果通知書の送付

書類選考、ヒアリング選考結果を申請団体へ通知（郵送）します。

変更交付申請 ※当初申請を行っていない場合は、交付申請

【まちづくり委員会】変更交付申請書兼請求書の提出

採択された事業について、以下の書類をまちづくり社会教育課または各支所防災自治課へ提出してください。

<提出書類>

1	まちづくり総合交付金変更交付申請書兼請求書（様式第4号）
2	事業計画書（課題解決特別事業）
3	収支予算書（課題解決特別事業）
4	その他（補足資料がある場合）

交付決定の通知 ⇒ 交付金の交付

【市】交付決定通知書の送付 ⇒ 交付金の支払（振り込み）

市は、提出された変更申請書の内容を審査し、変更交付決定通知書により通知します。

申請書受理後、おおむね3週間程度で、ご指定の口座に交付金を支払います。